

FIT法に基づく木質バイオマス発電施設への燃料調達計画に関する指導・助言方針

平成31年3月19日：岐阜県 林政部 県産材流通課
(改正) 令和7年12月1日：岐阜県 林政部 森林経営課

1 概要

平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）」が施行されて以降、岐阜県内においても木質バイオマス発電施設が建設され、燃料として使用する木材の需要はますます高まっている。

しかしながら、岐阜県は全国有数の森林資源を有しているものの、林業労働力の確保等から急激に木材生産量を増加させることは困難な状況である。また、木材需要の急激な高まりによる森林資源の乱伐や再造林未実施による山地災害の増加などが懸念されている。

そこで、持続的な森林資源の循環利用が可能な木質バイオマス発電施設への安定した木質燃料の供給を実現するため、県において木質バイオマス発電施設における燃料調達計画の妥当性について確認し、指導・助言を行う。

2 目的

FIT法第9条の規定による再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定及び同第10条の規定による変更認定の申請（以下「FIT申請」という。）を行うにあたっては、「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（平成29年3月資源エネルギー庁）」（以下「ガイドライン」という。）第2章第1節3の②の(2)により、事業者は「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」（以下「計画書」という。）の都道府県林政部局への事前説明を行うこととされている。

本書においては、県が計画書の妥当性を確認し、指導・助言するにあたっての方針を定める。

3 方針

県はガイドラインに基づく計画書の事前説明に対する確認及び指導・助言について、以下の事項について行う。

（1）燃料の安定調達に関する事項

項目	確認内容
調達数量は、調達地域の木材生産量等から考えて適当であるか	・調達地域の総資源量、木材生産量、森林経営計画策定面積 等
災害等のリスクを考慮した調達ルートとなっているか	・伐採場所の所在地 等
調達先からは安定して調達が可能か	・調達先との覚書や協定締結状況 ・調達先の木材生産量、森林経営計画策定面積、林産従事人数 等
関係者間の連携は取れているか	・素材生産業者、木材加工業者、チップ業者等の組織化状況 ・協議会等の設立状況 等

(2) 既存用途事業者^{*1}への影響に関する事項

項目	確認内容
調達予定先の木質燃料を既に利用している木質バイオマス発電事業者 ^{*2} へは説明済みか	・打ち合わせ記録の内容
調達予定先のチップ等を既に利用している事業者（製紙会社、肥料メーカー等）へは説明済みか	・打ち合わせ記録の内容

※1：調達予定先の木質燃料を既に利用している事業者

※2：稼働中の事業者のほかに、FIT法による事業計画の認定を受け、設置予定の事業者も含む。

4 指導・助言方法

(1) 事前相談

FIT申請にあたり国内の森林に係る木質バイオマス燃料を使用する計画書を作成することとなった事業者は、あらかじめ森林経営課長（以下「課長」という。）に事前相談するものとする。

(2) 事前相談に対する情報提供・助言

(1)により事前相談を受けた課長は、次に掲げる事項について事業者に情報提供・助言する。事業者は県からの情報提供・助言に対して適切な措置を講じて計画書の作成を進めるよう努めることとする。

- ①ガイドライン及びチェックポイント（別紙様式第1号）に基づき、適切な措置を取ること。
- ②燃料調達に関する林業事業体、既存用途事業者及びその他の利害関係者に対し、丁寧な説明を行うこと。
- ③チェックポイントの記載事項の根拠となる資料（以下「参考資料」という。）を整理し、燃料調達一覧（別紙様式第2号）を作成して、計画書の根拠を明確にすること。

(3) 事前説明

計画書の案を作成した事業者は、計画書に前項③に示す参考資料及び燃料調達一覧を付して、課長に事前説明を行うものとする。

(4) 事前説明に対する指導・助言

(3)により事前説明を受けた課長は、3の指導・助言方針に基づき次に掲げる内容について調査を行い、燃料調達計画が妥当でないと判断される場合は、燃料調達計画の再検討や既存用途事業者との再打合せ等の適切な措置をとるよう、事業者に指導・助言する。

事業者は、県から受けた指導・助言に対して適切な措置を講じることとする。

- ①燃料調達先への確認
- ②既存用途事業者への確認

5 指導・助言結果の通知

4の(4)による指導・助言の結果については、指導・助言に対する適切な処置が講じられている、いないに関わらず、課長は事業者が計画書8の(2)「都道府県との調整」欄に記載すべき県の指導・助言等の内容を書面にて通知するものとする。

県の通知を受けた事業者は、FIT申請後に計画書の最終版を課長へ提供するもの

とする。

6 計画書変更時の取扱い

過去に FIT 申請し認可済みの発電施設が、バイオマス比率やバイオマス内訳の変更に伴い計画書を変更し再度 FIT 申請を行う場合における県による指導・助言についても、本方針に基づいて行う。

(参考：FIT法関連法令等の要点)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2～3 (略)

4 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

二～八 (略)

5 経済産業大臣は、前項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

(認定手続)

第四条の二 法第九条第一項の規定に基づく認定の申請は、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電される再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対して供給する事業を行う場合にあっては、様式第一による申請書 ((略)) を、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電される再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業を行う場合にあっては、様式第二の二による申請書を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～八 (略)

九 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる書類

イ 当該バイオマス発電設備を用いて行われる発電に係るバイオマス比率（当該発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあっては、当該バイオマスごとの割合）をいう。以下同じ。）の算定の方法を示す書類

ロ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスの種類ごとに、それぞれの年間の利用予定数量、予定購入価格及び調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書類

ハ 当該認定の申請に係る発電を利用するバイオマス資源の安定的な確保に向けた取組の状況を示す書類
(認定基準)

第五条 法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 当該認定の申請に係る発電が、バイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該発電に係るバイオマス比率を毎月一回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること。

ロ 当該発電を利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。

ハ 当該認定の申請に係る発電を利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれるものとして、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 調達するバイオマスについて持続可能性が確保されていることが確認できること。

(2) 調達するバイオマスについて流通の過程その他の調達の安定性が確保されていること。

○事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（平成29年3月資源エネルギー庁）

第2章 適正な事業実施のために必要な措置

第1節 企画立案

3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

① 安定的にバイオマス発電を行えるよう、安定的に調達可能なバイオマス燃料及びその調達ルートについての検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定すること。(略)

② 国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、以下の事項を遵守すること。

(1) 当該計画が既存用途との関係で与える影響を最小限とするように努めること。他の事業との競合可能性が高い種類のバイオマスの利用を計画している場合、当該種類のバイオマスを利用している既存事業者に対して、燃料調達に関する説明及び確認を行うように努めること。

(2) 調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）に対して事前の説明を行うこと。また、当該計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、適正な措置を講じること。

(3) 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス及び一般木質バイオマスについては、燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認定等を取得すること。(略)